

# 手話言語法ニュース

2017年5月29日 No.41

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F  
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445  
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二  
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩  
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀  
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

## 条例成立情報

3月21日、埼玉県熊谷市議会で「熊谷市手話言語条例」が全会一致で可決されました。

条例の前文には、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を進める熊谷市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指す」と明記されています。

条例が可決された際、熊谷市の富岡清市長から「みなさんありがとう」と手話で挨拶されました。

熊谷市ろう者協会の岩田恵子会長は、「手話言語条例が制定されるまで、2年かかりました。

これまでに手話言語条例についての学習会や市議員との学習会、意見交換会など重ねてきました。

しかし、これで終わりではなくここからがスタートになります、皆様と力を合わせながら頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします」と、感謝の言葉とこれからの意気込みについて述べました。

4月1日施行です。



熊谷市役所内で議員の皆様と記念撮影

## 【続報】手話言語フォーラムin滋賀

前号でも、お伝えしました「手話言語フォーラムin滋賀」に石狩市の田岡克介市長がパネルディスカッションにパネリストとして参加しました。

このパネルディスカッションでは、それぞれの手話の普及促進を目指す理由や、取り組みなどの意見を報告し、田岡市長は市内でろう者が救急搬送された際、救急救命士が手話を使って安心させたという事例を報告し、「手話を普及させることで安心と信頼が生まれることが一番の効果だ」と述べました。

最後に、滋賀県ろうあ協会の辻久孝会長から「滋賀県でも手話言語条例を早く成立させよう」と呼びかけ、盛況のうちに終了しました。



左から石狩市の田岡克介市長、読売新聞の井手裕彦編集委員、滋賀県健康医療福祉部の瀬古隆次長、滋賀県ろうあ協会の辻久孝会長



パネルディスカッションの様子

## 釧路市で条例成立記念イベント開催

5月14日、釧路プリンスホテルで「釧路市手話言語条例」の成立記念イベントが開催されました。条例の目的に基づき、広く市民が手話に触れ、手話に親しみ、手話への理解を深めることを目的として開かれました。

手話関係者、一般市民、帯広や網走、根室などのろう者を含め、300人を超える参加者が集まりました。

第1部は、早瀬憲太郎氏が「手話から始まる新たな出会い」というテーマで記念講演を行いました。

第2部では、手話フェスティバルが行われ、釧路聴力障害者協会の会員の方が講師役となり、参加者を対象とした手話教室や手話体験、また市内の「こどもミュージカルキッズロケット」



手話教室及び手話体験の風景



こどもミュージカルキッズロケットによる手話コーラス



北海道立釧路江南高校による手話コーラス

# 条例施行後の取り組み

## 北海道石狩市

石狩市の石狩翔陽高校では、4月20日から「手話語科」の授業が選択科目にて開始されました。手話を言語として位置付ける授業は初の取り組みになります。この授業は、「手話を学ぶだけでなく言語としての理解を深める事」を狙いとしています。授業は1年間で62時間を予定しており、内容はそれぞれ「理論編(31時間)」と「実践編(31時間)」に分かれており、北海道教育委員会による民間非常勤講師派遣として、「理論編」では北海道ろうあ連盟の佐藤英治副理事長、「実践編」では石狩聴力障害者協会の杉本五郎会長が講師を務めます。同校は、2年次、3年次に、自分の進路希望等に合わせ科目を選べるようになっており、今回は2年次を対象とし、16人が受講しました。

## 鳥取県

鳥取県岩美郡岩美町の岩美高校では2017年度から、2年生の学校設定科目として「手話基礎1」を設定し、3年生で「手話基礎2」を設定する予定であり、2年間の学習となります。この取り組みは山陰地方で初となります。

## 三重県

三重県では、手話を広める取り組みの施策として、条例の啓発活動や、手話普及ガイドブックや、条例制定啓発チラシ、ポスターを作成しました。



手話言語条例啓発グッズ

啓発活動では、3月に三重県の福祉部職員と地元市町職員、手話関係団体から、条例や手話についての周知を図るため「津新町駅」、「近鉄四日市駅」「宇治山田駅」の駅前の3カ所で啓発物品などを配布しました。



三重県手話普及ガイドブック

手話普及ガイドブックでは、これまでの手話とろう者の歴史や、「ろう者とは」「手話とは」などをイラスト付きで分かりやすく解説しています。また、三重県聴覚障害者協会の公認手話マスコットキャラクターの「できるカモン」が表紙を飾っています。

## 大阪府大阪市

大阪市では、手話に関する理解促進及び環境整備事業の施策として、誰でも参加が出来る出前形式の手話講習会や、役所の窓口等に遠隔手話通訳用のタブレット端末の設置、病気や事故などの夜間、休日の緊急時での手話通訳派遣依頼の受付対応を実施します。

●大阪市 ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/seisakukika/kushitsu/0000388595.html>

## 大阪府大東市

大東市では、新規事業として手話ハンドブックの作成や図書館への手話書籍コーナーの設置、市内の学校へ手話に関する学習機会の確保をする予定です。同市はこれまでに、条例ポスターの作成や広報誌などに手話に関する記事の掲載、市民が手話に触れるイベントの開催などを行ってきました。

●大東市ホームページ

<http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranooosirase/fukushikodomo/syougai/fukushi/1489473811576.html>

## 兵庫県淡路市

淡路市では、条例の施行を受け窓口到手話通訳テレビ電話の設置や手話言語条例普及パンフレットを作成しました。

同市ではこれまでに、手話に関する施策の推進委員会の設置などを行ってきました。

パンフレットには、淡路市内の聴覚障害者の現状と、日常生活で感じていることなどが掲載されています。

淡路市手話言語条例普及パンフレット

●淡路市手話言語条例普及パンフレット

[http://www.city.awaji.lg.jp/uploaded/life/19978\\_43214\\_misc.pdf](http://www.city.awaji.lg.jp/uploaded/life/19978_43214_misc.pdf)



## 兵庫県加東市

加東市はこれまでに、手話言語条例普及パンフレットの配布や、加東市のマスコットキャラクターの「伝の助」がケーブルテレビの「かとう情報BOX」という番組で手話を教えるコーナー、加東市議会の収録に手話通訳の設置など行ってきました。

2016年度には、西脇市、多可町との3市合同での手話通訳養成講座の開催や、新採用職員の研修に手話講座が組み込まれました。

●加東市 手話施策推進会議

<http://www.city.kato.lg.jp/kurashi/korei/shogai/1457747771437.html>

## 山口県萩市

萩市は、これまでに放課後子ども教室推進事業として、市内の小学校1年生から6年生を対象とした手話教室や、市が主催の行事などに手話通訳者の設置などを行ってきました。

今年度から、新規の「手話言語推進事業」として市職員を対象とした手話講習会を開催する予定であり、各窓口到手話による対応ができる職員の配置を目指すとのことです。

★条例を制定した自治体については、当連盟のホームページに掲載しています。

<http://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

## 手話言語法ニュース39号の一部お詫び

前号で条例成立情報としてお伝えしました、「静岡県菊川市」の送り仮名に誤りがありました。

「きくがわし菊川市」と表記していましたが、正しくは、「きくかわし菊川市」になります。

訂正のうえ、お詫び申し上げます。

